

母子生活支援施設

指導検査基準(令和7年10月1日適用)

指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合(軽微な違反の場合を除く。)は、原則として、「文書指摘」とする。ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。
B	口頭指導	福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。
A	助言指導	法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。

(母子生活支援施設)

支援編

目 次

1 母子の支援状況	
(1) アセスメント及び自立支援計画の策定	6
(2) 母親への日常生活支援	6
(3) 子どもへの支援	7
(4) DV被害からの回避・回復支援	7
(5) 児童の虐待状況への対応	7
(6) 家庭関係への支援	7
(7) 特別な配慮の必要な母親、子どもへの支援	7
(8) 主体性を尊重した日常生活支援	8
(9) 就労支援	8
(10) 支援の継続性とアフターケア	8
(11) 関係機関との連携	8
2 諸記録の状況と管理等	
(1) 諸記録の作成状況等	8
(2) 諸記録の管理等	9
3 健康管理の状況	
(1) 健康診断等	9
(2) 日常の健康管理等	10
4 保育室の状況(保育室のある場合)	
(1) 保育の実施状況	11
(2) 食事の提供状況	12～

(凡例)以下の関係通知等を略称して次のように表記する。

番号	関係法令	略称
1	平成26年9月24日条例第33号「八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」	市条例
2	平成12年4月25日児発第471号「児童福祉行政指導監査の実施について」	指導監査の実施
3	平成13年7月23日雇児発第488号、社援第1275号、老発第274号通知 「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」	指導監督の徹底
4	平成24年3月29日雇児発0329第1号「社会的養護施設運営指針及び里親及びファミリーホーム養育指針について」	母子生活支援施設運営指針
5	平成17年8月10日雇児福発第0810001号「児童養護施設等における入所者の自立支援計画について」	自立支援計画
6	昭和47年9月30日厚生労働省令第32号「労働安全衛生規則」	労働安全衛生規則
7	平成17年2月22日健発第0222002号・葉食発第0222001号・雇児発第0222001号・社援発第0222002号・老発第0222001号 「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」	感染症発生時の報告
8	平成20年7月7日雇児総発第0707001号、社援基発第0707001号、障基発第0707001号、老計発第0707001号 「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について」	衛生管理の徹底
9	平成8年7月25日社援施第117号「社会福祉施設における保存食の保存期間について」	保存食の保存期間等

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 子どもへの支援	少年指導員は、児童の健全育成のため生活支援、学習指導、趣味活動など計画的に行う必要がある。また、家庭と十分連携をとって行わなければならない。 母子生活支援施設においては、一人ひとりの子どもの健全やかな育ちを保障する養育・保育が行われることが重要である。子どもに安らぎと心地よさを与えられるかかわりや子ども同士の関係性に配慮した支援、子どもの状況に応じた学習支援、進路支援等の充実、そして、子どもの年齢・発達段階に応じた「性」・「生」等に関する相談・支援が重要である。	1 育ちを保障する観点からの養育・保育が行われているか。 2 子どもの個性を大切にした学習支援、進路支援が行われているか。 3 子どもの成長・発達段階等の適切な把握に努め支援が行われているか。	(1) 市条例第3329条 (2) 母子生活支援施設運営指針第Ⅱ部1(4) (1) 母子生活支援施設運営指針第Ⅱ部1(4) (1) 母子生活支援施設運営指針第Ⅱ部1(4)	(1) 一人ひとりの子どもの育ちを保障する養育・保育が行われていない。また、母親との連携も不十分である。 (1) 一人ひとりの子どもの状況に応じて、学習支援、進路支援等が行われていない。 (1) 一人ひとりの子どもの成長・発達段階に応じた相談・支援が行われていない。	C C C
(4) DV被害からの回避・回復支援	近年、母子生活支援施設は、DVによる入所が増加する傾向にある。母子の安全確保を適切に行うために必要な体制(夜間の安全管理体制等)を整備することや、DVの影響からの回復に向けた支援が重要になっている。	1 母子の安全確保を適切に行うために必要な体制(夜間の安全管理体制等)を検討し整備しているか。 2 母親のDVの影響に配慮した相談・支援等が行われているか。	(1) 母子生活支援施設運営指針第Ⅱ部1(5) (1) 母子生活支援施設運営指針第Ⅱ部1(5)	(1) 母子の安全確保を適切に行うために必要な体制(夜間の安全管理体制等)整備していない。 (1) 母親のDVの影響に配慮した相談・支援等が行われていない。	B B
(5) 児童の虐待への対応	母子生活支援施設は、増加する被虐待児に対し癒しや回復を目指した支援が必要になっている。虐待に関し専門性を持ってかかわるなど、虐待体験からの回復に着目した支援の充実がのぞまれる。一方、児童の最善の利益や権利擁護の観点から支援の強化を図るため、これまでも増し児童相談所等関係機関との連携が重要になっている。	1 児童虐待への適切な支援を行っているか。 2 児童の権利擁護を図るために、児童相談所等関係機関との連携を図っているか。	(1) 母子生活支援施設運営指針第Ⅱ部1(6) (1) 市条例第33条 (2) 母子生活支援施設運営指針第Ⅱ部1(6)	(1) 児童虐待状況への適切な支援を行っていない。 (1) 児童の権利擁護を図るため、児童相談所等関係機関との連携を図っていない。	C C
(6) 家庭関係への支援	家庭関係に課題を抱えている母子に対し、家族間の関係が安定するよう調整を行うなどの支援も重要になっている。母親や児童の家族関係の悩みや不安に対するきめ細やかな相談・支援が求められる。	1 家族関係の悩みや不安に対する相談・支援がきめ細やかに行われているか。	(1) 母子生活支援施設運営指針第Ⅱ部1(7)	(1) 家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っていない。	C
(7) 特別な配慮が必要な母親、子どもへの支援	障害や精神疾患のある母親や子ども等、特別な配慮が必要な母子に対しては適切な支援が求められる。支援においては、専門的見地からの見立て、診断、ケア等を必要とすることも多く、福祉や医療等の専門機関等との連携が重要である。	1 特別な配慮が必要な母子に対し適切な支援が行われているか。 2 支援において、福祉や医療等の専門機関等との連携が行われているか。	(1) 母子生活支援施設運営指針第Ⅱ部1(8) (1) 母子生活支援施設運営指針第Ⅱ部1(8)	(1) 特別な配慮が必要な母子に対し適切な支援が行われていない。 (1) 支援において、福祉や医療等の専門機関等との連携が行われていない。	C B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(8) 主体性を尊重した日常生活支援	日常生活支援は、母親や子どもの主体性を尊重し行うことが大切である。また、行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施することが必要である。	1 日常生活支援は、母親や子どもの主体性を尊重し行われているか。	(1) 母子生活支援施設運営指針第Ⅱ部1(9)	(1) 日常生活支援が、母親や子どもの主体性を尊重し行われていない。	B
(9) 就労支援	母親の経済的・職業的な自立を支援するための職業能力開発や就労に関する支援が重要である。就労継続が困難な母親への支援では、必要に応じて職場との関係調整を行うことも重要な取組みである。	1 母親一人ひとりの状況に応じた就労支援がきめ細やかに行われているか。	(1) 母子生活支援施設運営指針第Ⅱ部1(10)	(1) 母親一人ひとりの状況に応じた就労支援が行われていない。	C
(10) 支援の継続性とアフターケア	母子の施設の変更又は変更による受入を行うにあたり、支援の継続性に配慮した対応を行うことが重要である。また、母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を計画的に行うことも重要な取組みである。	1 継続性に配慮した支援が行われているか。 2 退所後のアフターケアが計画的に行われているか。	(1) 母子生活支援施設運営指針第Ⅱ部1(11) (1) 母子生活支援施設運営指針第Ⅱ部1(11)	(1) 継続性に配慮した支援が行われていない。 (1) 退所後のアフターケアが計画的に行われていない。	B B
(11) 関係機関との連携	福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童家庭支援センター、こども家庭センター、母子・父子福祉団体、公共職業安定所等、必要に応じて児童の通学する学校、女性相談支援センター、児童相談所等の関係機関と密接な連携を図る必要がある。連携の方法としては、電話連絡、面談のほか、合同で当該母子家庭の生活の支援に係る会議を開催すること等が考えられる。なお、福祉事務所の依頼に基づき、利用者支援の一環として預り金の管理を実施する場合は、その管理について、福祉事務所の指導に従うとともに、明確に記録しておくこと。	1 関係機関と連携を図っているか。 2 預り金処理を適正に行っているか。	(1) 市条例第33条 (2) 母子生活支援施設運営指針第Ⅱ部5(1) (1) 市条例第18条 (2) 指導監督徹底通知5(4)エ	(1) 関係機関と連携を図っていない。 (2) 関係機関との連携が不十分である。 (1) 預り金処理が不適切である。 (2) 預り金処理が不十分である。	C B C B
2 諸記録の状況と管理等					
(1) 諸記録の作成状況等	1 世帯台帳は個々の世帯について、その状況・入所の経緯・指導経過等の記録を必要とする。業務遂行記録として、母子支援員日誌、少年指導員日誌、学童保育日誌及び保育日誌等業務日誌を整備する必要がある。 2 日誌、ケース記録等により、母子の指導経過や児童の育成について、客観的観察を含め記録をしておく必要がある。	1 世帯台帳・指導日誌等を作成しているか。 2 責任者が業務日誌等を定期的に確認しているか。 1 個別のケース記録を整備していない。	(1) 市条例第18条 (2) 母子生活支援施設運営指針第Ⅱ部2(2) (1) 市条例第18条 (2) 母子生活支援施設運営指針第Ⅱ部2(2) (1) 市条例第18条 (2) 母子生活支援施設運営指針第Ⅱ部2(2)	(1) 世帯台帳・指導日誌等を作成していない。 (2) 世帯台帳・指導日誌等の記録内容が不十分である。 (1) 責任者が業務日誌等を定期的に確認していない。 (1) 個別のケース記録を整備していない。	C B C C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
		2 入所時の状況、様子、家族との状況、利用者の施設生活に対する意識等を記録しているか。	(1) 市条例第18条 (2) 母子生活支援施設運営指針第Ⅱ部2(2)	(1) 入所時記録の内容が不十分である	B
		3 支援経過の記録は適切か。	(1) 市条例第18条 (2) 母子生活支援施設運営指針第Ⅱ部2(2)	(1) 支援の状況や経過の記録が不十分である。	B
		4 記録者が明確になっているか。	(1) 市条例第18条 (2) 母子生活支援施設運営指針第Ⅱ部2(2)	(1) 記録者が明確になっていない。	B
		5 責任者が定期的に確認を行い、必要に応じて助言指導を行っているか。	(1) 市条例第18条 (2) 母子生活支援施設運営指針第Ⅱ部2(2)	(1) 責任者が定期的に確認を行っていない。 (2) 必要に応じて指導助言を行っていない。	B B
		6 支援効果の評価測定及び反省を行っているか。	(1) 市条例第18条 (2) 母子生活支援施設運営指針第Ⅱ部2(2)	(1) 支援効果の評価測定及び反省を行っていない。	B
		7 退所日・退所理由・退所に至る経過・退所先を明確に記録しているか。	(1) 市条例第18条 (2) 母子生活支援施設運営指針第Ⅱ部2(2)	(1) 退所時の状況を記録していない。	B
		8 アフターケア記録を整備しているか。	(1) 市条例第18条 (2) 母子生活支援施設運営指針第Ⅱ部2(2)	(1) アフターケア記録を整備していない。	B
(2) 諸記録の管理等	記録等の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行っている。	1 実施機関関係書類、ケース記録等利用者の個人情報に関する書類を適正に綴り、個人別に適正な場所に保管しているか。	(1) 市条例第18条 (2) 母子生活支援施設運営指針第Ⅱ部2(2)	(1) 諸記録等を適切に保管管理していない。 (2) 個人情報の保護・管理等に関するルールを定めていない。	C B
		2 個人情報の保護・管理等に関するルールを定めているか。		(1) 個人情報の保護・管理等に関するルールを定めていない。	B
3 健康管理の状況 (1) 健康診断等	母子の健康診断は入所時及び年2回実施するよう指導する。 その他職場、学校、保育所等で行っている健康診断については、利用者の健康診断結果を把握し記録しておくてはならない。	1 入所時の健康診断を行っているか。	(1) 市条例第16条 (2) 母子生活支援施設運営指針第Ⅱ部1(3)、(4)	(1) 入所時の健康診断を行っていない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2)日常の健康管理等	1 集団生活のため、施設は個人並びに集団の健康管理に十分留意する必要がある。入所前の発育と健康状態・既往歴・生活習慣等を知ることは、入所後の健康管理に役立てるために必要である。また、児童福祉施設は、必要な医薬品その他の医療品を備え、その管理を適正に行わなければならない。	2 定期健康診断を実施しているか。	(1) 市条例第16条第1項	(1) 定期健康診断を年2回実施していない。 (2) 実施内容が不十分である。	C B
		3 健康診断の記録を作成しているか。	(1) 市条例第16条第3項 (2) 母子生活支援施設運営指針第Ⅱ部2(2)	(1) 利用者の健康診断の実施状況とその結果を個人別に整理記録していない。	B
		1 健康診断の記録を作成しているか。	(1) 市条例第16条第3項 (2) 母子生活支援施設運営指針第Ⅱ部2(2)	(1) 利用者の健康診断の実施状況とその結果を個人別に整理記録していない。	B
		2 施設外での実施状況を十分に把握しているか。	(1) 市条例第16条第3項 (2) 母子生活支援施設運営指針第Ⅱ部2(2)	(1) 施設外での実施状況の把握が不十分である。	B
		3 入所前の既往歴及び予防接種状況等を把握しているか。	(1) 市条例第18条 (2) 母子生活支援施設運営指針第Ⅱ部2(2)	(1) 入所前の既往歴及び接種状況等を把握していない。又は不十分である。	B
		4 医師(嘱託医)は活用されているか。	(1) 母子生活支援施設運営指針第Ⅱ部2(2)	(1) 医師(嘱託医)が十分に活用されていない。	B
		5 必要な医薬品その他の医療品を備え、それらの管理を適正に行っているか。	(1) 市条例第14条第1項	(1) 医薬品を備えていない。 (2) 医薬品管理が不十分である。	C B
		6 必要な投薬管理を行っているか。	(1) 市条例第14条第1項	(1) 投薬管理を適正に行っていない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	2 社会福祉施設は集団生活の場であり、衛生管理上特に配慮を要するものである。メチシリン耐性黄色ブドウ球菌(MRSA)、結核、ノロウィルス等の施設内感染防止及び腸管出血性大腸菌等の食中毒などの防止については、万全を期すよう指導する必要がある。なお、感染症等の発生時には、医療機関等との連携を図るとともに、速やかに主管部局及び保健所へ報告すること。	1 感染症又は食中毒の予防対策をしているか。 2 感染症又は食中毒発生時には速やかに地域医療機関と連携し、また保健所等へ報告しているか。	(1) 市条例第14条 (2) 食品衛生法第51条、第68条 (3) 食品衛生法施行規則第66条の2、第66条の3、別表第17、別表第18 (4) 食品衛生法施行令第34条の (5) 2 (6) 感染症等発生時の報告 集団給食施設の取扱い	(1) 感染症又は食中毒予防対策を講じていない。 (2) 感染症又は食中毒予防対策が不十分である。	C B
4 保育室の状況 (保育室のある場合)	市条例第32条により「保育所に関する規定を準用すること」になっている。			(1) 連携・報告が行われていない、又は不十分である。	B
(1) 保育の実施状況 ア 保育計画・指導計画・日課等	一般保育所より規模も小さく、在籍人数や期間も不安定なこともあるが、年齢別の計画や年間計画は必要である。また、「一般保育所」での保育を補完する病児保育・予後保育などの機能がどのように行われているかも重要である。	1 保育計画・指導計画・日課等を作成しているか。	(1) 市条例第37条	(1) 保育計画・指導計画・日課等を作成していない。 (2) 内容に不備がある。	C B
イ 保育内容及び記録の状況	入所している者の保育の状況を明らかにする帳簿を整備しなければならない。	1 保育内容の記録を作成しているか。 2 児童の個別記録があるか。	(1) 市条例第18条、第37条 (1) 市条例第18条、第37条	(1) 保育内容の記録を作成していない。 (2) 記録内容が不十分である。 (1) 児童の個別記録がない。	C B C
ウ 日々の健康状態の観察及び個別検査	入所児童の疾病の予防に留意し、常に保護者・医者・保健所等と緊密に連携し、清潔の習慣・食生活・遊びの内容としての活動と休息のバランス・体の鍛錬・環境整備・衣服調整・歯科衛生・伝染病の防止等の注意を図る。	1 日々の健康状態の観察及び個別検査を行っているか。	(1) 市条例第37条	(1) 日々の健康状態の観察及び個別検査を行っていない。 (2) 日々の健康状態の観察及び個別検査が不十分である。	C B
エ 午睡等の実施	季節や活動の状況に応じて、子どもの疲労に注意し、午睡等の適切な休養が取れるように配慮する必要がある。なお、休養の方法は、個々の子どもに適したものとし、必ずしも午睡に限定することなく、心身の安静が保てるような環境を設定する。	1 午睡等を行っているか。 2 休養のために適切な環境を確保しているか。	(1) 市条例第37条 (1) 市条例第37条	(1) 午睡等を全く行っていない。 (1) 適切な環境を確保していない。	C B
オ 保育時間	保育時間は、1日につき8時間を原則としその地方における乳児又は幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して定めることとされている。	1 保護者の労働時間等を考慮しているか。 2 その他不適正な事項がないか。	(1) 市条例第36条 (1) 市条例第36条	(1) 保護者の労働時間を考慮していない。 (1) その他不適正な事項がある	C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
カ 保護者との連絡	入所している乳児又は幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	1 保護者との連絡は十分であるか。	(1) 市条例第38条	(1) 保護者との連絡がない。 (2) 保護者との連絡が不十分である。	C B
(2) 食事の提供状況					
ア 献立表の整備	献立表は具体的に食品を調理し、喫食に適するようにするための基本的な計画書であると同時に調理現場職員に対する作業命令書の性格をもっている。	1 献立表を作成しているか。	(1) 市条例第15条	(1) 献立表を作成していない。 (2) 献立表の記載内容が不十分である。	C B
イ 献立への配慮	入所している者に食事を提供するときはその献立は、できる限り変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。	1 献立表が季節感、嗜好に配慮し変化に富んだ内容となっているか。 2 3歳未満児に対して特別な配慮を行っているか。 3 その他献立内容に問題があるか。	(1) 市条例第15条 (2) 指導監督徹底通知5(4)ウ (1) 市条例第15条 (1) 市条例第15条 (2) 衛生管理の徹底	(1) 変化に乏しくまた、嗜好等への配慮がない。 (1) 3歳未満児に対して配慮が不十分である。 (1) 献立内容に一部問題がある。	B B B
ウ 衛生管理	<p>食品衛生法等の改正により、営業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する施設(以下「集団給食施設」という。)は、令和3年6月1日から、HACCPに沿った衛生管理を実施すること及び食品衛生責任者を選任することとされている。</p> <p>※ HACCP に沿った衛生管理について 「大量調理施設衛生管理マニュアル(平成9年3月24日付け衛食第85号別添)は、HACCP の概念に基づき策定されていることから、既にこれに従って衛生管理を実施している場合は、新たな対応は生じない。</p> <p>これまで「大量調理施設衛生管理マニュアル」を活用していない中小規模等の集団給食施設においては、関係業界団体等が作成し、厚生労働省が内容を確認した手引書(「小規模な一般飲食店向けや旅館・ホテル向けの手引書」等(厚生労働省ホームページ「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書」に掲載))を参考にし、HACCP に沿った衛生管理を実施することも可能とされている。</p> <p>※1回の提供食数が20食程度未満の給食施設であっても、上記手引書や「中小規模調理施設における衛生管理の徹底について(平成9年6月30日付け衛食第201号)」を参考に自主的な衛生管理の徹底及び向上に努めてください。</p> <p>(参考)集団給食施設の取扱い</p>				

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(ア) 検便	<p>児童福祉施設の食事でも留意しなければならないことは衛生上の安全対策であり、なかでも赤痢を始めとした消化器系伝染病の予防が極めて重要とされる。</p> <p>このため調理に従事する職員については、適切に検便を実施しなければならない(「児童福祉施設の給食指導」厚生省児童家庭局母子衛生課編より)。また、大きな社会問題になった腸管出血性大腸菌O157や近年問題とされているカンピロバクターやサルモネラ菌(SE)等は、抵抗力の弱い乳幼児や学童が少量で感染しやすい。O157の検査は可能な限り実施することが必要である。</p>	1 調理担当者の検便を適切に実施しているか。	(1) 市条例第16条 (2) 労働安全衛生規則第47条 (3) 食品衛生法第51条、第68条 (4) 食品衛生法施行規則第66条の2、別表第17 (5) 衛生管理の徹底 (6) 集団給食施設の取扱い	(1) 調理従事者の検便を適切に実施していない。 (2) 検査項目が不十分である。	C B
		2 検便の実施記録(検査証)結果票があるか。	(1) 労働安全衛生規則第51条 (2) 食品衛生法第51条、第68条 (3) 食品衛生法施行規則第66条の2、別表第17 (4) 集団給食施設の取扱い	(1) 検査結果を適切に保管していない。	B
(イ) 調理担当者の健康チェック	<p>調理担当者は常に自分の健康チェックをし下痢発熱時には速やかに医者からの診断を受けて指示を受けるとともに調理作業には従事しない。</p> <p>また手指などに化膿している傷やできもののあるときは、ブドウ球菌性食中毒を起こす危険があるので、食品を扱ったり調理に従事してはならない。</p>	1 調理・調乳担当者の健康チェックを、毎日行っているか。(下痢、発熱、手指の傷、化膿等)	(1) 市条例第16条 (2) 食品衛生法第51条、第68条 (3) 食品衛生法施行規則第66条の2、別表第17 (4) 集団給食施設の取扱い	(1) 調理・調乳担当者の健康チェックを毎日行っていない。 (2) その他、不十分な事項がある。	B B
(ウ) 調理設備の点検	<p>児童福祉施設に入所している者の使用する設備食器等については、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>集団給食設備において提供される食品による中毒防止のため、調理担当者の清潔保持、調理室・食品食器・器具等の衛生上必要な措置を講ずることとされている。</p>	1 調理室、食器等が清潔か。	(1) 市条例第14条第1項 (2) 食品衛生法第51条、第68条 (3) 食品衛生法施行規則第66条の2、別表第17 (4) 集団給食施設の取扱い	(1) 調理室、食器等に衛生上著しい問題がある。 (2) 清掃が行き届かず、整理が不十分である。	C B
		2 調理に不適当な事項がないか。	(1) 市条例第14条第1項 (2) 集団給食施設の取扱い	(1) 清潔な外衣と専用の履物を使用していない。 (2) 食品の保存又は調理を適正に行っていない。	C C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(エ) 検査用保存食の保存	原材料及び調理済み食品を、50グラム程度ずつー20℃以下で2週間以上保存すること、原材料は洗浄、消毒等を行わないことを指導する。	1 検査用保存食を適正に保存しているか。	(1) 食品衛生法第51条、第68条 (2) 食品衛生法施行規則第66条の2、別表第17 (3) 保存食の保存期間等 (4) 衛生管理の徹底 (5) 集団給食施設の取扱い	(1) 検査用保存食を適切に保存していない。 (2) 検査用保存食の保存方法、保存期間等が一部不適切である。 (3) 検査用保存食の一部を保存していない。	C B B